

ごみ広域処理施設整備基本計画策定等
業務委託公募型プロポーザル

審 査 基 準

令和 3 年 3 月

朝霞和光資源循環組合

目 次

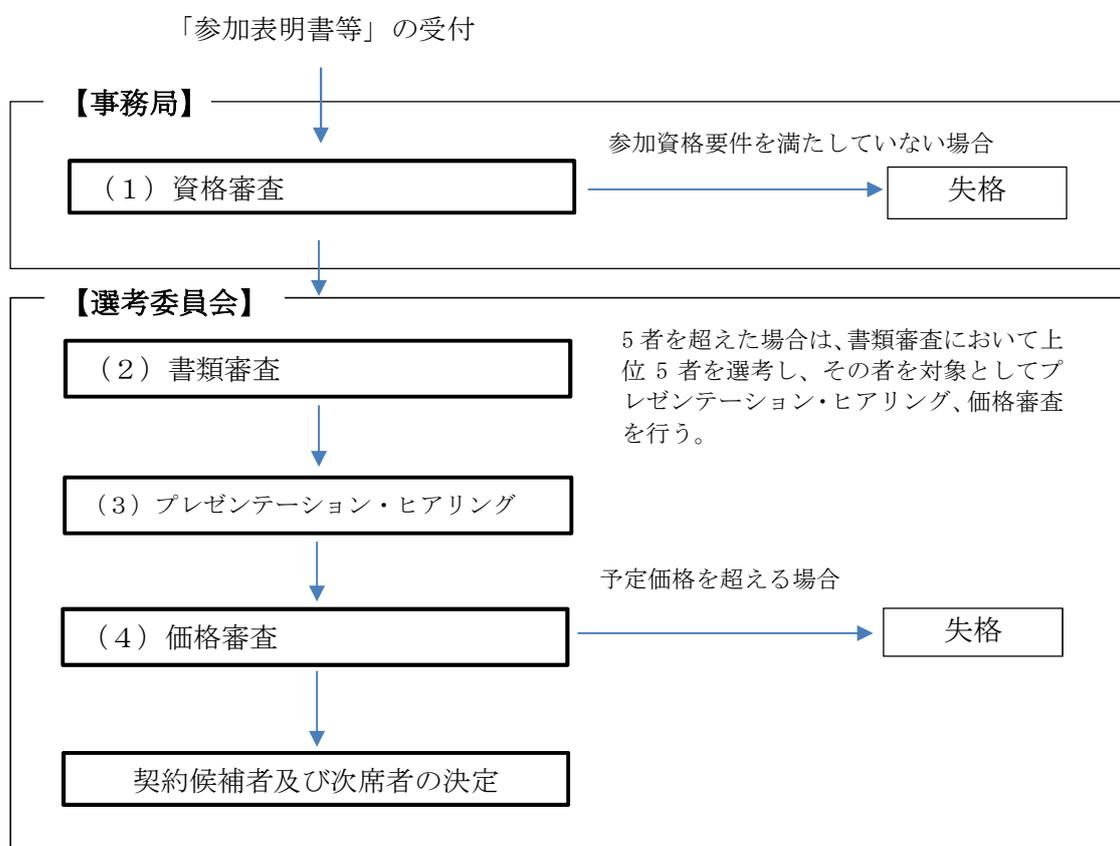
1	総 則	- 1 -
2	契約候補者等決定の手順	- 1 -
3	資格審査	- 2 -
4	審査方法	- 2 -
5	書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング	- 3 -
6	価格審査	- 5 -
7	審議方式	- 5 -
8	契約候補者及び次席者の決定	- 5 -

1 総 則

この審査基準は、「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託公募型プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）と一体のものであり、「ごみ広域処理施設整備基本計画策定等支援事業者選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）が、契約候補者及び次席者（以下、「契約候補者等」という。）を決定するに当たって、最も優れた提案を客観的に審査・選考するための方法及び基準等を示し、事業者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 契約候補者等決定の手順

ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託の契約候補者等は、次の手順で提案内容を総合的に審査して決定する。



3 資格審査

事業者から提出される参加表明書等により、実施要領に示す参加資格をすべて満たしていることを確認する。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

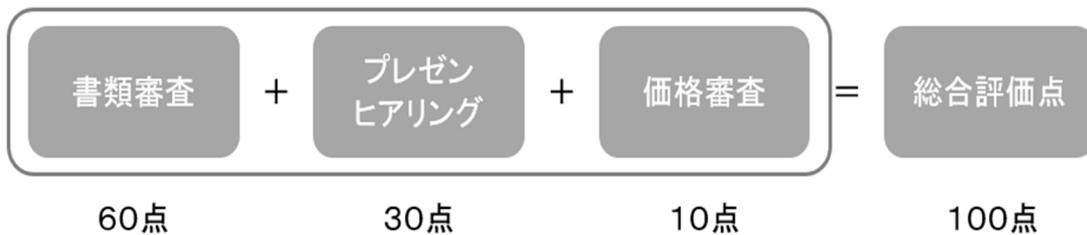
4 審査方法

契約候補者等の選考は、事務局による資格審査を行った上で、選考委員会による書類審査、プレゼンテーション・ヒアリング及び価格審査の総合評価により実施する。

また、その配点については以下のとおりとする。

総合評価点の配点割合（表1）

評価項目			評価点
①	書類審査	業務工程表評価	60
		企画提案書評価	
②	プレゼンテーション・ヒアリング		30
③	価格審査	見積書	10
合計			100



5 書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング

(1) 書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング評価項目の配点及び評価の視点

評価項目一覧表 (表2)

評価項目		配点	評価の視点		
【書類審査】	業務工程表	業務の実施スケジュール	10	60	実施スケジュールは具体的かつ適切なものとなっているか。 以下の視点で、「5段階評価」を行う。 ① 前提条件及び業務内容を理解した工程計画になっているか。 ② 業務仕様書で想定している業務量が工程計画に反映されているか。 ③ 事業化に向けた円滑なプロセスが見て取れるか。 ④ 必要な作業を漏れなく把握し、記載しているか。
	企画提案書の内容	【特定テーマ1】 実施体制について	10		業務に当たる事業者の実施体制が適切なものとなっているか。 以下の視点で、「5段階評価」を行う ① 業務を確実に遂行できる人員体制が整っているか。 ② 管理・責任体制は十分であるか。 ③ バックアップ体制は十分であるか。
		【特定テーマ2】 業務実施方針及び具体的内容について	15		業務の目的や業務内容を適切に理解し、業務の実施方法が具体的かつ実現性を持って示されているか。 以下の視点で、「5段階評価」を行う。 ① 業務の理解度や認識は満足いくものになっているか。 ② 業務の実施方法・手順に具体性があり、実現性の高い提案となっているか。 ③ 提案者の経験や実績等から主体的な提案が示されているか。
		【特定テーマ3】 課題及び本業務における対応方策について	15		業務の留意事項を適切に理解しているか。また、対処方法は適切か。 以下の視点で、「5段階評価」を行う。 ① 課題を的確に理解しているか。 ② 適切かつ現実的な解決方策が提案されているか。 ③ 提案者の経験や実績等から主体的な提案が示されているか。
		【特定テーマ4】 その他の独自提案について	10		業務全般に係る事業者の独自提案に対して、以下の視点で、「5段階評価」を行う。 ① 経験・ノウハウを踏まえた提案か。 ② 事業への貢献度は高いか。 ③ 提案内容は実現可能であり、過大な内容となっていないか。
【プレゼンテーション・ヒアリング】	プレゼンテーション及びヒアリングの内容	専門技術力、コミュニケーション能力及び取組意欲	30	業務に必要な専門性を有しているか、コミュニケーション能力及び業務への取組意欲は十分か。 以下の視点で、「5段階評価」を行う。 ① 管理技術者及び主任技術者の知識・経験を踏まえ、提案内容に説得力があるか。 ② テーマに関する補足説明が明確で、業務の目的をよく理解しており、業務に対する意欲が高いか。 ③ 提案内容の説明が十分であり、理解しやすいか。 ④ 質問に対する応答の明確性、迅速性が高いか。	
【価格審査】	価格	見積価格	10	—	
計			100		

(2) 書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにおける点数化方法

書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング審査における評価項目の点数化方法及び判断基準は、「評価項目一覧表（表2）」に示す評価項目ごとの「評価の視点」により評価を行い、下記に示す「評価項目の点数化方法」により点数化する。

また、評価点の計算にあたっては、小数点第2位を四捨五入する。

評価項目の点数化方法（表3）

評価	指標	点数化方法
A	優れている	配点×100%
B	やや優れている	配点×75%
C	平均的であり一般的である。	配点×50%
D	物足りなさを感じる。	配点×25%
E	物足りない。不安がある。	配点×0%

(3) 最低基準点の設定

総合評価点が60点未満であった場合は失格とする。なお、参加者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点以上であった場合には、契約候補者として選考することができるものとする。

6 価格審査

事業者から提出された見積書に記載された見積価格について次のとおり評価を行い、評価点を付与する。

(1) 予定価格超過の確認

見積価格が予定価格を超えていないことを確認し、見積価格が予定価格を超える場合は、失格とする。

(2) 見積価格の点数化方法

見積価格の評価点については、以下の式により算定する。

なお、計算にあたっては、小数点第2位を四捨五入する。

$$\text{見積価格の評価点} = \frac{\text{予定価格} - \text{見積価格}}{\text{予定価格} - \text{最低見積価格}} \times \text{配点 (10点)}$$

(3) 見積書の開封時期

見積書については、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に開封する。

7 審議方式

最終評価の決定方法については、全委員で審議を実施したのち、委員各自の判断により委員ごとの評価を決定し、全委員の評価点を平均する。

また、評価点の計算にあたっては、小数点第2位を四捨五入する。

8 契約候補者及び次席者の決定

提案内容に対する総合評価により総合評価点を算出し、選考委員会の審議を経て、総合評価点の最も高い者を契約候補者に、次点の者を次席者に決定し、選考結果を管理者に報告するものとする。

なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、端数処理を行わず総合評価点を算定し、契約候補者及び次席者を決定するものとする。